第十二項	第三十九条の七第十八項前段	旧効力単体措置法施行令第三十九条の七第十八項前段
第十六項	法第六十五条の七第四項	旧効力単体措置法第六十五条の七第四項
第十七項	第六十五条の七第八項	旧効力単体措置法第六十五条の七第八項
第十八項ただし書	法第六十五条の七第八項	旧効力単体措置法第六十五条の七第八項
第二十八項第二号及び第四号	法第六十五条の八第四項	旧効力単体措置法第六十五条の八第四項
第三十一項	法第六十五条の七第一項に規定する	旧効力単体措置法第六十五条の七第一項に規定する
	法第六十五条の八第七項	旧効力単体措置法第六十五条の八第七項
第三十二項	又は第六十五条の八第四項	又は旧効力単体措置法第六十五条の八第四項
	法第六十五条の八第四項	旧効力単体措置法第六十五条の八第四項
	法第六十五条の八第七項	旧効力単体措置法第六十五条の八第七項

8　改正法附則第八十四条第十一項の規定の適用がある場合における新令第三十九条の百二十四の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項第二号	）又は	）若しくは
	の規定	又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第八十四条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第六十八条の七十八第一項（旧効力措置法第六十八条の七十九第八項において準用する場合を含む。）の規定
第二項第三号	）又は	）若しくは
	の規定	又は旧効力措置法第六十八条の七十八第九項（旧効力措置法第六十八条の七十九第九項において準用する場合を含む。）の規定
第百五十五条の四	まで又は	まで若しくは

9　改正法附則第八十四条第九項又は第十一項の規定の適用がある場合における法人税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第百五十五条の五第二号	特例等）の規定	特例等）又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第八十四条第九項若しくは第十一項（連結法人の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力措置法」という。）第六十八条の七十八から第六十八条の八十まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）の規定
	同法	租税特別措置法
第百五十五条の五第二号	第十二項又は	第十二項若しくは
	益金算入）に規定する	益金算入）又は旧効力措置法第六十八条の七十九第十一項若しくは第十二項（特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）に規定する
第百五十五条の五第三号	又は第六十八条の七十八	若しくは第六十八条の七十八
	特例等）の規定	特例等）又は旧効力措置法第六十八条の七十八から第六十八条の八十まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）の規定
	同法	租税特別措置法

10　改正法附則第八十四条第九項の規定の適用がある場合における東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の規定の適用については、同令第二十三条の八第二項中「）又は」とあるのは「）若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第八十四条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧効力措置法」という。）第六十八条の七十八の規定」と、「又は第六十八条の八十五第十四項第二号イ又は旧効力措置法第六十八条の七十八第十六項第一号イ」とする。

11　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が改正法附則第八十四条第九項又は第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十八条の七十九第八項に規定する特別勘定を設けている場合において、新法第六十八条の七十九第二十項の特定非常災害として指定された非常災害が発生したときは、当該特別勘定については、同項の規定の例による。

（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置）

第三十条　改正法附則第八十八条第十一項各号に掲げる者は、新法第七十条の七第二項第三号に規定する経営承継受贈者とみなして、新令第四十条の八第二十二項の規定を適用する。

2　改正法附則第八十八条第十一項の規定により新法第七十条の七第二項第三号に規定する経営承継受贈者とみなされた改正法附則第八十八条第十一項各号に掲げる者に対する新法第七十条の七第三十一項及び第三十三項の規定の適用並びに同条第三十項の規定の適用により過誤納となった額に相当する贈与税の国税通則法第五十六条から第五十八条までの規定の適用については、次に定めるところによる。

一　新法第七十条の七第三十一項及び第三十三項の規定の適用については、同条第三十一項中「日から」とあるのは「日（当該日が所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）の施行の日前である場合には、当該施行の日）から」と、同条第三十三項中「同項第一号」とあるのは「同項中「日から二月」とあるのは「日（当該日が所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）の施行の日前である場合には、当該施行の日。以下この項において同じ。）から二月」と、同項第一号」とする。

二　新法第七十条の七第三十項の規定の適用により過誤納となった額に相当する贈与税の国税通則法第五十六条から第五十八条までの規定の適用については、新法第七十条の七第三十一項の届出書の提出があった日に過誤納があったものとみなす。